

障がいをお持ちの方に対しての 割引制度や手当などについて

有料道路割引制度

通勤、通学、通院等の日常生活において、障がい者 の方が有料道路を利用する場合に一定の要件で料金が 割引になります。

対象障がい者の範囲

- ■障がい者本人が運転する場合
 - →身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- ■障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が 同乗する場合
 - →身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けていて 各手帳に「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1 種」と記載されている方。

対象自動車の範囲

車検証又は軽自動車届出済証に「自家用」と記載さ れているもの又は二輪自動車で総排気量が125ccを超 えるもの(車種によって制限有)

【所有者要件】 車検証又は軽自動車届出済証の「所有 者の氏名又は名称」欄に本人、配偶者、直系血族及 びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居 の親族等が記載されているもの。

割引料金

通常料金の半額

※各種 E T C 時間帯割引『深夜割引・通勤割引・早朝 夜間割引』との併用はできません。

割引有効期間)

申請日から2回目の誕生日まで

※ETCカードの有効期限が切れる場合はこの限りでは ありません。

申請に必要な書類等

ETCを	①身体障害者手帳又は療育手帳
利用	②車検証又は軽自動車届出済証
しない	③運転免許証(本人運転の場合)
ETCを 利用 する	①身体障害者手帳又は療育手帳 ②車検証又は軽自動車届出済証 ③運転免許証(本人運転の場合) ④ETCカード(障がい者本人名義のもの) ⑤ETC車載器の管理番号が確認できるもの (ETC車載器セットアップ申込書・証明書 等)

※この他要件確認のために書類等が必要になる場合が あります。

- 特別障害者手当

● 対象者

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日 常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅 の重度障がい者の方に支給します。

- ※ただし、次の場合は対象となりません。
- ①受給者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の 所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③病院等に3カ月を越えて入院している方

●支給額

月額 26,440円

障害児福祉手当

● 対象者

身体又は精神に著しく重度の障がいがあるため、日 常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の在宅 の重度障がい児の方に支給します。

- ※ ただし、次の場合は対象となりません。
- ①受給者又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の 所得が一定金額以上の場合
- ②施設等に入所している方
- ③障がいを支給事由とする年金給付を受けている方

●支給額

月額 14,380円

問い合わせ先

常陸大宮市福祉事務所福祉課社会福祉グループ ☎52-1111 (内線135)

山方総合支所福祉健康課

☎57−6812

美和総合支所福祉健康課

☎58−3850

緒川総合支所福祉健康課

☎56−3992

御前山総合支所福祉健康課

☎55−2113

